

平成 23 年 12月 補正予算要求事業調書

1 予算要求事業の概要

No.	事業名(予算の事務事業名)			区分
22	介護保険事業特別会計繰出金			新規 拡大 継続
会計区分	款	項	目	所管
一般会計	3	6	1	保健福祉局 福祉部 介護保険課
事務事業の位置付け				
しあわせ倍増プラン2009	番号		事業名	
総合振興計画新実施計画	事業コード		事業名	
根拠法令・条例・規則等				
予算要求事業の概要				
内容	平成24年4月からの介護保険の制度改正に対応した介護保険システムの改修をする必要があります。事務経費の費用に充てるため、一般会計から介護保険事業特別会計に繰出金を支出するものです。			
目的・目標	<p><目的> 介護保険システムを改修することにより、平成24年度からの介護保険の制度改正に対応した介護保険事業の適切な管理運営を図ります。</p> <p><目標(平成24年6月末)> 平成24年4月の介護保険法の一部を改正する法律の施行に合わせ、平成24年8月末までに介護保険システムの改修を完了します。</p>			
現状と課題	<p><現状(平成23年9月時点)> 現行のシステムでは、制度改正に伴う介護保険料の賦課徴収、給付の管理に対応していません。平成24年度からシステム対応させるためには、平成24年1月に契約締結し、影響調査等のシステム改修に向けた準備が必要となります。</p> <p><課題> 介護保険の制度運用に伴うシステムの改修事項が、平成23年12月以降にならないと詳細な内容が明らかとならないため、概算で予算額を見込み、委託料を精算することになります。また、契約期間は平成24年1月から平成24年8月となります。</p>			
今後のスケジュール	補正予算成立後、介護保険事業特別会計に繰出します。			

2 補正予算要求の理由と効果

要求理由	緊急性	平成24年の介護保険の制度改正に対応するため、平成24年8月末までに稼働後支援を含めたシステム改修が完了していないと介護保険料の賦課徴収、給付の管理に支障をきたします。そのためには、平成24年1月に契約締結を行わなければ、システム改修稼働に間に合いません。
	実施義務	介護保険法の一部を改正する法律(平成23年法律第72号)さいたま市介護保険条例 等
効果	他市の実施状況	政令市：全市実施 県内他市：全市実施
	対象者	介護保険被保険者
効果	効果	介護保険事業の適正な管理運営を図ることができます。

3 補正前予算と補正予算要求の内容 (単位：千円)

区分	金額	備考
平成23年度	補正前予算	8,869,275 <積算内訳> 1 繰出金
	財源内訳 一般財源	8,869,275
12月補正予算	補正予算要求	92,601 <積算内訳> 1 介護保険法改正等に伴う介護保険システム改修にかかる繰出金
	財源内訳 一般財源	92,601
12月補正予算	財政局長査定	92,601 <査定内容> 1 介護保険法改正等に伴う介護保険システム改修にかかる繰出金
	財源内訳 一般財源	92,601
<査定理由> 介護保険事業特別会計において早急に対応すべき事業について、必要な経費を一般会計から繰り出す必要があることから、12月補正予算に計上することとしました。		
12月補正予算	市長査定	92,601 <査定内容> 1 介護保険法改正等に伴う介護保険システム改修にかかる繰出金
	財源内訳 一般財源	92,601
<査定理由> 財政局長査定の内容及び理由について、適正と認められるため、財政局原案のとおりとしました。		